

香川県報



第 85 号

平成 16 年

10月26日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

- 指定猟法禁止区域の指定 (環境・水政策課) 一
- 鳥獣保護区の存続期間の更新 () 二
- 休猟区の指定 () 三
- 銃猟禁止区域の指定 () 四
- 生活保護法の規定による医療扶助機関の指定 (健康福祉総務課) 六
- 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出 () 六
- 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 () 六
- 生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出 () 七
- 介護保険法の規定による事業者の指定 (長寿社会対策課) 七
- 公印の廃止 (子育て支援課) 七
- 道路の区域変更 (道路保全課) 八
- 道路の位置指定（二件） (建築課) 八
- 土地改良事業の適否決定（二件） (土地改良課) 九
- 教育委員会公告
 - 一般競争入札の実施 九

告示

香川県告示第七百五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十五条第一

項の規定により、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。
平成十二年香川県告示第七百二十四号（猟法の制限）は、平成十六年十一月十四日限り
廃止する。
平成十六年十月二十六日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 川北文雄

指定猟法の種類	区域の名称	区 域	面 積	存 続 期 間
鉛製の散弾を使用する猟法	新池指定猟法禁止区域	香川県香川町内の主要地方道三木綾南線と県道岩崎高松線との交点を起点とし、同所から主要地方道三木綾南線を東に進み町道川内原横田山分線との交点に至り、同所から町道川内原横田山分線を南に進み町道川内原東西線との交点に至り、同所から町道川内原東西線を西に進み県道岩崎高松線との交点に至り、同所から県道岩崎高松線を北に進み起点に至る線で囲まれた区域	四二ヘクタール	平成十六年十一月十五日から（ ） 終期は限定しない。）

香川県告示第七百六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。
平成十六年十月二十六日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 川北文雄

名称	区 域	面 積	存続期間	保護に関する指針
阿弥陀 越鳥獣 保護区	高松市亀水町一三九一、一三九三、一三九四、一三九四、一三九四、一三九四、一三九五、七まで及び一三九五 四二の各地番の区域	一五五 ヘクタ ール	平成十六 年十一月 十五日か ら平成二 十六年十 一月十四 日まで	指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 指定目的 当該区域は、森林、湿地、岩場など、変化に富んだ地形であり、マツを主体とした混合林で、クヌギ、アベマキなどの落葉広葉樹やシダ類も群生している。 付近には、休暇村讃岐五色台、香川県自然科学館、瀬戸内海歴史民俗資料館、五色台少年自然の家などの施設があり、当該区域内に整備された一周約二・六キロメートルの野鳥の森観察路は、中学生を対象とした野外体験学習のフィールドコースとして活用されている。 一年中、二十種前後の野鳥が観察でき、野鳥にとつて良好な生息環境となつていことから、引き続き鳥獣保護区に指定し、その保全を図る。 管理方針 定期的に巡視を行うなどにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や、鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

鳥獣保 護区	鳥獣保 護区	面 積	存続期間	指定区分 指定目的
五色台 鳥獣保 護区	鷹の山 鳥獣保 護区	二、九 九〇ヘ クタ	平成十六 年十一月 十五日か ら平成二 十六年十 一月十四 日まで	指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 指定目的 当該区域は、標高九四六メートルの大滝山の山頂西側に位置し、本県唯一のブナ林が自然のまま残されているなど、県下でも有数の自然に恵まれた地域である。 平成四年に県立自然公園として指定されたほか、県民いこいの森、大滝山自然休養林としても親しまれており、また、多数の野鳥が生息しているなど、野生鳥獣の保護を図る上で良好な自然環境を有していることから、引き続き鳥獣保護区に指定し、その保全を図る。 管理方針 定期的に巡視を行うなどにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や、鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。 また、農林水産業被害等の発生に対する有害鳥獣捕獲許可申請については、被害等の実情を十分考慮して適切な対応を行う。
高松市生島町地内の主要地方道高松王越坂出線と生島町二六七番地西側市道との	香川郡塩江町上西地内の国有林三二林班の西端を起点とし、同所から国有林三二林班の境界線に沿って右回りに進み小出川との交点に至り、同所から小出川を東に進み一般県道大滝上西線との交点（大屋敷橋）に至り、同所から一般県道大滝上西線を東に進み再び国有林三二林班の境界線との交点に至り、同所から国有林三二林班の境界線に沿って右回りに進み国有林三二林班の境界線との交点に至り、同所から国有林三二林班の境界線に沿って右回りに進み起点に至る線に囲まれた区域	二、九 九〇ヘ クタ	平成十六 年十一月 十五日か ら平成二 十六年十 一月十四 日まで	指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 指定目的 当該区域は、標高九四六メートルの大滝山の山頂西側に位置し、本県唯一のブナ林が自然のまま残されているなど、県下でも有数の自然に恵まれた地域である。 平成四年に県立自然公園として指定されたほか、県民いこいの森、大滝山自然休養林としても親しまれており、また、多数の野鳥が生息しているなど、野生鳥獣の保護を図る上で良好な自然環境を有していることから、引き続き鳥獣保護区に指定し、その保全を図る。 管理方針 定期的に巡視を行うなどにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や、鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。 また、農林水産業被害等の発生に対する有害鳥獣捕獲許可申請については、被害等の実情を十分考慮して適切な対応を行う。

香川県告示第七百七十号
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により、次のとおり休猟区を指定する。
平成十六年十月二十六日

香川県知事職務代理人

交点を起点とし、同所から市道を北西に進み塩田跡地（香川県総合運動公園ほか）を取り巻く水路との交点に至り、同所から水路に沿って西に進み生島湾海岸に至り、同所から海岸線に沿って左回りに進み坂出市大屋富町地内の青海川河口に至り、同所から青海川の東側堤防に沿って上流に進み一般県道大屋富築港宇多津線との交点（松山橋）に至り、同所から一般県道大屋富築港宇多津線を東に進み主要地方道高松王越坂出線との交点に至り、同所から主要地方道高松王越坂出線を南に進み一般県道鴨川停車場五色台線との交点に至り、同所から一般県道鴨川停車場五色台線を東に進み市道中山町七四号線との交点に至り、同所から市道中山町七四号線を北東に進み主要地方道高松王越坂出線との交点に至り、同所から主要地方道高松王越坂出線を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域。ただし、阿弥陀越鳥獣保護区の区域を除く。

ら平成二
十六年十
一月十四
日まで

当該区域は、香川県の中央に位置し、高松市と坂出市にまたがる標高四〇〇～五〇〇メートルの五つの峰が穏やかな山並みを連ねる溶岩台地で、瀬戸内海国立公園に指定されている。
アカマツ林、アカマツ混合林、クヌギ、コナラ、ウバメガシ林が多く、野生鳥獣の種類も豊富である。また、中国地方から渡来する鳥類の基地、休養地にもなっているなど、野生鳥獣の保護を図る上で良好な自然環境を有していることから、引き続き鳥獣保護区に指定し、その保全を図る。
管理方針
農林水産業被害等の発生に対する有害鳥獣捕獲許可申請については、被害等の実情を十分考慮して適切な対応を行う。

名称	区域	面積	存続期間
二ノ宮休猟区	三豊郡高瀬町地内の主要地方道善通寺大野原線と南部農免道路との交点を起点とし、同所から南部農免道路を南東に進み町道西股黒島線との交点に至り、同所から町道西股黒島線を南西に進み町道大向線との交点に至り、同所から町道大向線を南西に進み一般県道財田上高瀬線との交点に至り、同所から一般県道財田上高瀬線を南東に進み一般国道三三七号との交点に至り、同所から一般国道三三七号を南西に進み主要地方道観音寺池田線との交点に至り、同所から主要地方道観音寺池田線を西に進み主要地方道善通寺大野原線との交点に至り、同所から主要地方道善通寺大野原線を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域	一、二〇〇ヘクタール	平成十六年十一月十五日から平成十九年十一月十四日まで
井上休猟区	さぬき市志度地内の一般国道一一号と一般県道太田上町志度線との交点を起点とし、同所から一般国道一一号を東に進み主要地方道志度山川線との交点に至り、同所から主要地方道志度山川線を南に進み市道新本通線との交点に至り、同所から市道新本通線を西に進み町道池戸井戸線との交点に至り、同所から町道池戸井戸線を西に進み主要地方道三木牟礼線との交点に至り、同所から主要地方道三木牟礼線を西に進み一般県道太田上町志度線との交点に至り、同所から一般県道太田上町志度線を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域	一、〇〇〇ヘクタール	平成十六年十一月十五日から平成十九年十一月十四日まで

香川県副知事 川北文雄

寒川休獵区	さぬき市寒川町地内の市道八坂町横内線と市道石田造田線との交点を起点とし、同所から市道八坂町横内線を東に進み一般県道田面富田西線との交点に至り、同所から一般県道田面富田西線を南に進み市道森広門入線との交点に至り、同所から市道森広門入線を南東に進み林道門入大阪谷線との交点に至り、同所から林道門入大阪谷線を南東に進み市道大阪谷線との交点に至り、同所から市道大阪谷線を東に進み市道富田西南川線との交点に至り、同所から市道富田西南川線を東に進み市道大樫線との交点に至り、同所から市道大樫線を南に進みさぬき市と東かがわ市との境界に向う歩道との交点に至り、同所からさぬき市と東かがわ市との境界に向う歩道を南に進み、さぬき市と東かがわ市との境界との交点に至り、同所からさぬき市と東かがわ市との境界を西に進み林道長尾谷鈴竹線との交点に至り、同所から林道長尾谷鈴竹線を北西に進み市道長尾谷線との交点に至り、同所から市道長尾谷線を北西に進み林道小倉線との交点に至り、同所から林道小倉線を北に進み市道石田造田線との交点に至り、同所から市道石田造田線を北に進み起点に至る線で囲まれた区域	一、三四〇へクタイトル	平成十六年十一月十五日から平成十九年十一月十四日まで
大麻山休獵区	小豆郡土庄町地内の主要地方道土庄内海線と一般県道上庄池田線との交点を起点とし、同所から一般県道上庄池田線を東に進み一般国道四三六号との交点に至り、同所から一般国道四三六号を西に進み主要地方道土庄内海線との交点に至り、同所から	一、〇〇〇へクタイトル	平成十六年十一月十五日から平成十九年十一月十四日まで

<p>主要地方道土庄内海線を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	香川県告示第七百八号	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定する。</p> <p>平成十四年香川県告示第六百八十号（銃猟禁止区域の設定）の一部（財田川銃猟禁止区域の項）は、平成十六年十一月十四日限り廃止する。</p>	平成十六年十月二十六日	<p>香川県知事職務代理者 香川県副知事 川 北 文 雄</p>
<p>四国農業試験場銃猟禁止区域</p>	<p>善通寺市生野町地内の市道鶴ヶ峰一号线と主要地方道岡田善通寺線との交点を起点とし、同所から主要地方道岡田善通寺線を南に進み市道生野菅池堤防線との交点に至り、同所から市道生野菅池堤防線を南に進み市道山南岡谷線との交点に至り、同所から市道山南岡谷線を南西に進み市道大麻岡谷一号线との交点に至り、同所から市道大麻岡谷一号线を南に進み市道大麻西川三号线との交点に至り、同所から市道大麻西川三号线を東に進み金比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区の境界線である防火帯との交点に至り、同所から防火帯に沿って南西に進み大麻山ハイキングコースチエリーライン（新工兵道）との交点に至り、同所から大麻山ハイキングコースチエリーラインを西に進み工兵道入口に至り、同所から大麻山ハイキングコースチエリーライン（下り坂）を北に進み市道樽池大麻山線との交点に至り、同所か</p>	一六五ヘクタール	平成十六年十一月十五日から平成二十一年十一月十四日まで	

<p>大串自然公園 銃猟禁止区域</p>	<p>さぬき市鴨庄地内の市道大串苦張線と一般県道大串志度線との交点を起点とし、同所から一般県道大串志度線を南西に進み、さぬき市鴨庄字大串四三八九 一一の南東端との交点に至り、同所からさぬき市鴨庄字大串四三八九 一、四三八九 一五、一 一、二、一 二四、五 二の南端を西に進み海岸に至る線と、起点から市道大串苦張線を南東に進みさぬき市小田字松ヶ谷二六七 一 一五四の南東端との交点に至り、同所から真東に直線を進み海岸線に至る線を南端とし、これより北側の大串半島の全区域</p>	<p>ら市道樽池大麻山線を北に進み市道樽池線との交点に至り、同所から市道樽池線を北西に進み市道鶴ヶ峰丸山町線との交点に至り、同所から市道鶴ヶ峰丸山町線を北東に進み市道南口鶴ヶ峰線との交点に至り、同所から市道南口鶴ヶ峰線を南に進み市道鶴ヶ峰一号线との交点に至り、同所から市道鶴ヶ峰一号线を東に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>九〇ヘクタール</p>	<p>平成十六年十一月十五日から平成二十一年十一月十四日まで</p>
<p>とらまる銃猟 禁止区域</p>	<p>東かがわ市落合地内の市道落合南環状線と市道一本松楠谷線との交点を起点とし、同所から市道一本松楠谷線を南に進み市道西村川田線との交点に至り、同所から市道西村川田線を東に進み市道保田池川田線との交点に至り、同所から市道保田池川田線を東に進み市道西村中筋線との交点に至り、同所から市道西村中筋線を南東に進み市道与田寺南線との交点に至り、同所から市道与田寺南線を南西に進み一般県道水主三本松線との交点に至り、同所から一般県道</p>	<p>東かがわ市落合地内の市道落合南環状線と市道一本松楠谷線との交点を起点とし、同所から市道一本松楠谷線を南に進み市道西村川田線との交点に至り、同所から市道西村川田線を東に進み市道保田池川田線との交点に至り、同所から市道保田池川田線を東に進み市道西村中筋線との交点に至り、同所から市道西村中筋線を南東に進み市道与田寺南線との交点に至り、同所から市道与田寺南線を南西に進み一般県道水主三本松線との交点に至り、同所から一般県道</p>	<p>一〇五ヘクタール</p>	<p>平成十六年十一月十五日から平成二十一年十一月十四日まで</p>

<p>細井銃猟禁止 区域</p>	<p>香川郡塩江町大字上西字細井甲一五八、甲一六〇から甲二二七五まで、甲二二七四から甲二二七五まで、甲二二七六 一から甲二二七六 二九まで、甲二二七六 三から甲二一七六 三八まで、甲二一七六 四〇から甲二一七六 六七までの各地番の区域</p>	<p>水主三本松線を南に進み市道下屋敷北山線との交点に至り、同所から市道下屋敷北山線を西に進み一般県道中村落合線との交点に至り、同所から一般県道中村落合線を北に進み市道落合松崎南線との交点に至り、同所から市道落合松崎南線を東に進み市道落合南環状線との交点に至り、同所から市道落合南環状線を東に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>三八ヘクタール</p>	<p>平成十六年十一月十五日から平成二十一年十一月十四日まで</p>
<p>樽池銃猟禁止 区域</p>	<p>綾歌郡国分寺町新名地内の一般県道綾南国分寺線と町道橋北谷線との交点を起点とし、同所から町道橋北谷線を東に進み高松自動車道との交点に至り、同所から高松自動車道を南西に進み国分寺町と綾南町との境界に至り、同所から国分寺町と綾南町との境界を北西に進み石船池と橋ノ丘総合運動公園との境界（県道から公園への進入路）に至り、同所から石船池と橋ノ丘総合運動公園との境界を北西に進み一般県道綾南国分寺線との交点に至り、同所から一般県道綾南国分寺線を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>綾歌郡国分寺町新名地内の一般県道綾南国分寺線と町道橋北谷線との交点を起点とし、同所から町道橋北谷線を東に進み高松自動車道との交点に至り、同所から高松自動車道を南西に進み国分寺町と綾南町との境界に至り、同所から国分寺町と綾南町との境界を北西に進み石船池と橋ノ丘総合運動公園との境界（県道から公園への進入路）に至り、同所から石船池と橋ノ丘総合運動公園との境界を北西に進み一般県道綾南国分寺線との交点に至り、同所から一般県道綾南国分寺線を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>八七ヘクタール</p>	<p>平成十六年十一月十五日から平成二十一年十一月十四日まで</p>
<p>財田川銃猟禁止 区域</p>	<p>観音寺市八幡町地内の主要地方道丸亀詫間豊浜線と財田川との交点（三架橋）を起点とし、同所から財田川の左岸堤防の表法肩から右岸堤防の</p>	<p>一九五ヘクタール</p>	<p>平成十六年十一月十五日から平成二十一年十一月十四日まで</p>	

下福家銃猟禁止区域	綾歌郡国分寺町福家地内の国分寺町と高松市との境界と町道日名代唐渡線との交点を起点として、同所から町道日名代唐渡線を高松自動車道沿いに南西に進み東内中池の東側と歩道との交点に至り、同所から歩道に沿って東に進み上池・新池方向に至り、同所から東に進み国分寺町と高松市との境界に至り、同所から国分寺町と高松市との境界を北に進み起点に至る線で囲まれた区域	五〇ヘクタール	平成十六年十一月十五日から平成二十一年十一月十四日まで
-----------	--	---------	-----------------------------

香川県告示第七百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年十月二十六日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 川 北 文 雄

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成一六、一〇、一	医療法人社団ぬまはら皮ふ科	三豊郡豊中町比地大二六二番地
平成一六、一〇、一	医療法人社団かとう皮フ科クリニク	香川郡香川町大野二四五番地一

香川県告示第七百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年十月二十六日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 川 北 文 雄

廃 止 年 月 日	名 称	所 在 地
平成一六、九、三〇	ぬまはら皮ふ科	三豊郡豊中町比地大二六二番地
平成一六、九、三〇	かとう皮フ科クリニク	香川郡香川町大野二四五番地一
平成一六、八、二五	なぎさ調剤薬局	丸亀市津森町一七五番地二

香川県告示第七百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年十月二十六日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 川 北 文 雄

指 定 年 月 日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、七、二九	ホームヘルパーステーション愛の手善通寺市中村町四八五番地一	社会福祉法人善心会 善通寺市中村町四八五番地一	訪問介護

香川県告示第七百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年十月二十六日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 川 北 文 雄

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、四、一	善通寺前田病院水 ムヘルバーステ ーション愛の手 善通寺市中村町八 七九番地四	医療法人社団純心 会 善通寺市中村町八 九四番地一	訪問介護

香川県告示第七百十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十六年十月二十六日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 川北文雄

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービスの 種類
三七七一一 〇〇九〇七	旭グループホーム 三豊郡高瀬町上高瀬東 原五三八番二六二	株式会社旭看護婦家政 婦紹介所 代表取締役 札幌嘉壽 子 善通寺市文京町四丁目 八番二九号	平成十六年 十月十六日	痴呆対応 型共同生 活介護

香川県告示第七百十四号

香川県立龜山学園長及び香川県立龜山学園出納員の使用していた次の公印を、平成十六年九月三十日限り廃止した。

平成十六年十月二十六日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 川北文雄

一 香川県立龜山学園長印

二 香川県立龜山学園出納員印

香川県告示第七百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

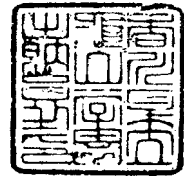
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十月二十六日から同年十一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十月二十六日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 川北文雄

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 塩江屋島西線（三十号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
	前	後			
高松市高松町字帰来二四番地先から 高松市高松町字帰来一〇番地一地 先まで	六・二 七・一	九・一 一一・〇	八八	八八	交通安全施設 設工事による 歩道の整備



香川県告示第七百十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年十月二十六日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

一 指定 番号 西土指道 第六号

二 指定 年月日 平成十六年十月十二日

三 指定道路の位置 三豊郡詫間町大字詫間字溜池八七七 二、八七八 一、八七八 三、八八一 一、八八二 一及び同地先農道・水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル、四・二〇メートル

延長 六五・六六メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

香川県告示第七百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年十月二十六日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

一 指定 番号 西土指道 第七号

二 指定 年月日 平成十六年十月十二日

三 指定道路の位置 三豊郡詫間町大字松崎字唐崎三二九 一並びに字宮の下八四〇及び同地先農道・水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル、四・一〇メートル及び四・二〇メートル、四・二六メートル

延長 一〇・三三メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

する。

公 告

香川県公告第五百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年十月十二日適当と決定した。その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十六年十一月九日から同月二十九日まで縦覧に供する。

平成十六年十月二十六日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業引妻池地区	高松市産業部土地改良課
"	単独県費補助土地改良事業額池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業砂後地区	"

香川県公告第五百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市一宮土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業上成合地区）を行うことについて平成十六年十月十三日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十六年十一月九日から同月二十九日まで縦覧に供する。

平成十六年十月二十六日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

教育委員会公告

香川県教育委員会公告第六号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

平成十六年十月二十六日

香川県教育委員会教育長 和 泉 幸 男

一 入札に付する事項

- 1 業務の名称 香川県教育センター情報教育教材作成事業業務
- 2 業務の内容等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 委託期間 契約締結日から平成十七年三月二十九日まで
- 4 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 契約書作成の要否 要

三 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付されている者であること。
- 3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- 4 本公告に係る入札説明書の交付を受けたものであること。
- 5 本公告に示した委託業務を指定する日時までに確実に履行することができることを

証明した者であること。

四 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

1 入札説明書の交付

平成十六年十月二十六日から平成十六年十一月一日まで（ただし、日曜日及び土曜日を除く午前八時三十分から午後五時まで） 郵便番号 七六〇〇〇〇四 高松市西宝町二丁目四番一八号 香川県教育センター・総務課 電話番号 〇八七 八三三 四三三五 FAX番号 〇八七 八三四 一一〇五

2 入札説明会の日時及び場所

平成十六年十一月一日午前十時 郵便番号 七六〇〇〇六八 高松市松島町二丁目一七番一八号 香川県高松合同庁舎七階香川県教育センター情報教育課講義室

五 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成十六年十一月二日午後五時までに四の1に示した場所に対し、文書で行なうこと。回答は、平成十六年十一月八日から平成十六年十一月十一日までの午前八時三十分から午後五時まで、四の1に示した場所で閲覧に供する。

六 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、三の5及び仕様書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十六年十一月十一日午後三時までに、四の1に示した場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。提出された書類を審査した結果、当該委託業務を履行することができるものと認められた者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、入札日の前日までに通知する。

七 入札及び開札を行う日時及び場所

平成十六年十一月十七日午後二時 香川県教育センター三階第三研修室

八 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否不可とする。

九 入札保証金及び契約保証金

規則第五百二十二条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成十六年十一月十一日午後三時までに入札保証金又は契約保証金の減免申請書を四の1に示した場所に提出すること。

十 入札の無効に関する事項

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

十一 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

十二 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行なった入札者を落札者とする。

十三 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

十四 予約完結権の譲渡禁止に関する事項

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

十五 その他

詳細は、入札説明書による。なお、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、入札に参加しようとする者は、四の1に示した日時及び場所において必ずその交付を受けること。